(二) 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(三) 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(四) 占用の制限の開始の期日　平成二十九年五月五日
(五) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

○中国地方整備局告示第三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年四月十四日　中国地方整備局長　丸山　隆英
(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
下関市阿弥陀寺町一五番一六地内	前	二八・〇〇～三一・〇〇	〇・〇三二
下関市阿弥陀寺町一五番一六地内	後	三一・〇〇～三一・〇〇	〇・〇三二

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年四月十四日　中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	下関市阿弥陀寺町一五番一六地内	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年四月十四日

○四国地方整備局告示第三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年四月十四日　四国地方整備局長　名波　義昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十三号及び四百四十号	愛媛県上浮穴郡久万高原町大川四四〇五番から同町大川四四〇九番まで	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年四月十四日

○四国地方整備局告示第三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。
その関係図面は、平成二十九年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年四月十四日　四国地方整備局長　名波　義昭

一 道路の種類及び路線名　占用を制限する区域
一般国道　三十三号　愛媛県上浮穴郡久万高原町大川四四〇五番から同町大川四四〇九番まで
二 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四 占用の制限の開始の期日　平成二十九年四月十四日
五 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年四月十四日　四国地方整備局長　名波　義昭
(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十五号及び百九十五号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
阿南市西路見町江川七〇番一から同市福井町日の地三八〇番五まで	前	A 七・五五～二五・三二	六四・〇〇～二一五・一四	一八・六八二
		B 二五・三二～一二・六四		三・六三二
		C・D・E 一二・六四～一二九・九五		一四・七九八
	後	A 七・五五～二五・三二	六四・〇〇～二一五・一四	一八・六八二
		B 二五・三二～一二・六四		三・六三二
		C・D・E 一二・六四～一二九・九五		一四・七九八
		F 一二・六四～一二九・九五		一五・六五五

上記A・B・C・D・E及びFは関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年四月十四日　四国地方整備局長　名波　義昭
(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十一号及び二十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
徳島市川内町鈴江北八二番一地先から同市川内町沖島七八番一地先まで	前	四〇・八五～一〇五・八二	〇・二五八
	後	三四・六一～六五・八七	〇・二五八

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所